

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

被告訴訟代理人の立場に立って、別紙1（甲第2号証・特許公報）、別紙2（訴状）、別紙3（被告代表者（丙川次郎）の言い分）、別紙5（乙第1号証・公開特許公報）、別紙6（乙第2号証・拒絶理由通知書）及び別紙7（乙第4号証・意見書）に基づいて、別紙4（答弁書）の空欄1～9に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 甲第1号証、甲第3号証、乙第3号証（手続補正書）及び乙第5号証（出願経過中で拒絶理由通知書（別紙6）において引用された引用文献1）の添付は、省略しています。

注3 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注4 この問題の事例は、架空の事案です。

問2 小問

(1) A社は、特許権 α を保有していたが、平成29年1月15日、この特許権 α をB社に譲渡し、同月30日にこの譲渡が登録された。特許権 α は平成18年4月30日に特許登録され、存続期間は平成31年2月28日までである。他方、C社は、平成21年5月1日から製品Xを製造して、これを市場で販売している。

B社は、C社による製品Xの製造・販売行為が特許権 α の侵害に当たるとして、C社を被告とする特許権侵害訴訟の提起を検討している。

上記事案を前提に、以下の各問いに解答してください。なお、消滅時効の成否については検討する必要はありません。

ア B社が、C社に対して、平成21年5月から平成29年1月30日までのC社の特許権侵害に基づく損害賠償請求権を行使する場合に必要な対抗要件は何か。民法の根拠条文を示して簡潔に解答してください。

イ A社が、さらにD社に対して、平成29年1月15日に上記アの損害賠償請求権を譲渡した場合、D社が当該損害賠償請求権の権利者であることをB社に

対抗するのに必要な要件は何か。民法の根拠条文を示して簡潔に解答してください。

ウ 上記ア及びイを前提とした場合、当該損害賠償請求権に関するB社とD社の優劣がどのように決定されるかを解答してください。

(2) 特許権者Xは、化学品の製造方法に関する発明（以下「本件特許発明」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有している。本件特許発明は、化学品を製造する際に反応工程Aを経る技術的特徴（以下「本件特徴」という。）を含むものである。

特許権者Xは、Yが本件特許発明に規定する製造方法を使用してY製品を製造していると主張して、Yに対し、本件特許権侵害に基づくY製品の製造販売差止請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

上記事案を前提に、以下の各問いに解答してください。

ア 本件訴訟では、Y製品の製造工程中に本件特徴を含むか否かが争点となっている。Y製品の製造工程中に本件特徴を含むとの特許権者Xの主張に対し、Yは、特許権者Xの主張は事実と反すると考えている。

このような場合に、Yの認否として、特許権者Xの主張事実を単に否認することで足りるでしょうか。根拠となる条文を挙げつつ解答してください。

イ 上記ア記載の争点との関係で、特許権者Xは、Yが保有すると考えられるY製品の製造工程表（以下「本件製造工程表」という。）の提出を求めたが、Yは、本件製造工程表にはY保有の営業秘密が記載されているとしてこれに応じようとしなない。

① この場合、特許権者Xとしては、本件製造工程表の提出を実現するために、いかなる法的措置をとることが考えられますか。根拠となる条文を挙げつつ解答してください。

② Yは、特許権者Xによる上記①の法的措置に対して、どのように反論することが考えられますか。根拠となる条文を挙げつつ解答してください。

③ 裁判所は、Yに対して本件製造工程表を提示させることができますか。そのためには裁判所はどのような手続をとることができますか。その手続に当

事者等がどのように関与することができるかについても念頭において、根拠となる条文を挙げつつ簡潔に解答してください。

(別紙 1)
甲第 2 号証

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 特 許 公 報 (B 2)

(11) 特許番号

特許第○○○○○○○○号

(P○○○○○○○)

(45) 発行日 平成 23 年○月○日 (2011. ○. ○)

(24) 登録日 平成 23 年 3 月 18 日 (2011. 3. 18)

(51) Int.Cl.

F1

(略)

(略)

請求項の数 2 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願 2007-000000 (P2007-000000)	(73) 特許権者	000000000
(22) 出願日	平成 19 年 11 月 6 日 (2007. 11. 6)		甲島工業株式会社
(65) 公開番号	特開 2009-000000 (P2009-000000A)		東京都江戸川区葛西○丁目○番○号
(43) 公開日	平成 21 年 5 月 28 日 (2009. 5. 28)	(74) 代理人	000000000
審査請求日	平成○○年○月○日 (200○. ○. ○)		弁理士 乙山 一郎
		(72) 発明者	甲島 太郎
			東京都江戸川区葛西○丁目○番○号
		審査官	○○ ○○
			(略)

(54) 【発明の名称】 流し台のシンク

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】 前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されて、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなり、かつ、前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっていることを特徴とする流し台のシンク。

【請求項 2】 前記中側段部は、その中側段部に載置される前記プレートが左右にスライド可能となるよう、前記前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたって形成されてなることを特徴とする請求項 1 に記載の流し台のシンク。

10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】 この発明は、プレートを載置することができる、流し台のシンクに関するものである。

【0002】

【従来の技術】 従来の流し台のシンクは、例えば、特開平 8-68000 号に示されるものがあつた。この流し台 21 のシンク 22 は、図 7 に示すように、前後の壁面の、上縁に上側段部 23、23 が形成され、また、深さ方向の中程に中側段部 24、24 が形成されていた。そして、上側段部 23、23 には、第 1 の調理プレート 25 が、また、中側段部 24、24 には、第 2 の調理プレート 26 が掛け渡されるようにして載置された。

20

【0003】

【発明が解決しようとする課題】 ところで、上記従来の流し台 21 のシンク 22 にあつては、上側段部 23、23 の前後の間隔と、中側段部 24、24 の前後の間隔とは、異なつていた。ここで、第 1 の調理プレート 25 および第 2 の調理プレート 26 は、それらの前後の寸法が、それぞれ前記段部 23、24 の前後の間隔に合わせるようにして形成されるものであり、よつて、それら第 1 の調理プレート 25 の前後の寸法と、第 2 の調理プレート 26 の前後の寸法とは、異なつていた。したがつて、第 1 の調理プレート 25 は、上側段部 23、23 にのみ載置でき、中側段部 24、24 には載置できず、また同様に、第 2 の調理プレート 26 は、中側段部 24、24 にのみ載置でき、上側段部 23、23 には載

置できなかつた。その結果、上側段部用と中側段部用との、両方の専用の調理プレートを用意する必要があつた。

【0004】この発明は、上記した従来の欠点を解決するためになされたものであり、その目的とするところは、上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレート等のプレートを用意する必要のない、流し台のシンクを提供することにある。

【0005】

【課題を解決するための手段】この発明に係る流し台のシンクは、前記目的を達成するために、次の構成からなる。すなわち、請求項1に記載の発明は、前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されている。そして、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなり、かつ、前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている。こうして、後の壁面である後方側の壁面は、上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて奥方に向かってのびる傾斜面でつながって、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されており、それら上側段部と中側段部とに、選択的に同一のプレートを掛け渡すようにして載置することができる。

【0006】また、請求項2に記載の発明のように、前記中側段部は、その中側段部に載置される前記プレートが左右にスライド可能となるよう、前記前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたって形成されるのが望ましい。こうして、前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたる中側段部により、プレートは、その中側段部上を、シンクのほぼ全域にわたってスライド可能となる。

【0007】

【発明の実施の形態】以下、この発明に係る流し台のシンクの、実施の形態を図面に基づいて説明する。

【0008】図1ないし図6は、本発明に係る流し台のシンクの一実施の形態を示す。シンク8gを備えた流し台2は、右側および左側のキャビネット3、4、それらキャビネット3、4の間に位置し、コンロおよびオープンからなる加熱機器5、キャビネット3、4の上面を被うようにして載せられている天板6等から構成されている。天板6は、天板本体7と、その右側のシンク部8と、後方側のバックガード9とからなり、その天板本体7には、シンク部8の左方に隣接するように、加熱機器5の上部が臨むよう開口する加熱機器配置部7aが形成されている。そして、加熱機器5の上面と、天板本体7の上面とは、ほぼ同一高さとなっている。ここで、後方とは、手前とは反対の方向、つまり、流し台2の前に立った者からみて離れる方向をいう（以下同じ）。

【0009】シンク部8は、第1の段部8a、8a、第2の段部8b、8b、第1の凹部8c、第2の凹部8dおよび第3の凹部8eから構成されている。第1の段部8aは、天板本体7から若干下がるように形成されている。第2の段部8bは、第1の段部8aの手前側と後方側を帯状に残すようにして、その第1の段部8aから、さらに若干下がるように形成されている。第1の凹部8c、第2の凹部8dおよび第3の凹部8eは、右から順に並んで、第2の段部8bの手前側と後方側を帯状に残すようにして、深く窪むように形成されている。ここで、第1の段部8aの、第1の凹部8cの上方に位置する部分（以下、上側段部8fという）と、第2の段部8bの、第1の凹部8cの上方に位置する部分と、第1の凹部8cとで、シンク8gを形成している。したがって、この上側段部8fは、シンク8gの前後の壁面8h、8iの上部に形成されていることとなる。ところで、このシンク8gは、図示実施の形態においては、シンク部8の3分の2弱を占め、水を使って調理器具や食材を洗うためのスペースであり、また、第2の凹部8dは、後述のカッティングボード10が収容されるスペースであり、また、第3の凹部8eは、後述の容器11を収納するスペースである。

【0010】シンク8gは、図4にて明示するように、その後方側の壁面8iが、シンク8gの開口部8jよりも下部が奥方に延びるように形成されている。具体的には、後方側

10

20

30

40

50

(3)

の壁面 8 i は、第 2 の段部 8 b から下が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている。シンク 8 g の手前側の壁面 8 h は、第 2 の段部 8 b から下が、鉛直に下りる鉛直面となっている。そして、シンクの左右の壁面 8 k、8 m は、鉛直に下りる鉛直面となっている。さらに、シンクの前後の壁面 8 h、8 i の、深さ方向の中程に、その前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたって、中側段部 8 n、8 n が形成されている。これら上側段部 8 f、8 f (第 1 の段部 8 a、8 a) と中側段部 8 n、8 n とは、そのいずれにも同一の調理プレート等のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、上側段部 8 f、8 f (第 1 の段部 8 a、8 a) の前後の間隔と中側段部 8 n、8 n の前後の間隔とが、ほぼ同一に形成されている。こうして、シンクの後方側の壁面 8 i の傾斜面は、中側段部 8 n により、上部傾斜面 8 p と下部傾斜面 8 q とに分断されている。同様に、シンク 8 g の手前側の壁面 8 h の鉛直面は、中側段部 8 n によって、上部鉛直面 8 r と下部鉛直面 8 s とに分断されている。また、シンク 8 g の底面 8 t には、第 1 の排水口 8 u が設けられている。

10

【0011】第 2 の凹部 8 d には、図 5 にて明示するように、その上部全周に、第 2 の段部 8 b から若干下がった段部 8 v が形成されている。また、この第 2 の凹部 8 d の底面 8 w には、第 2 の排水口 8 x が設けられている。この第 2 の凹部 8 d には、段部 8 v に嵌まるように、小型のまな板となるカッティングボード 10 が収容される。そして、このカッティングボード 10 の中央には、貫通する丸孔 10 a が穿設されており、その丸孔 10 a には、生ゴミを入れることのできる円筒状のダストボックス 10 b が嵌め込まれている。さらに、丸孔 10 a に嵌まるように、円盤状の蓋 10 c が設けられており、ダストボックス 10 b の上面を被うことができるようになっている。また、カッティングボード 10 には、丸孔 10 a の後方に、左右に延びるスリット状の貫通する孔 10 d が穿設されている。この孔 10 d は、包丁 (図示せず) の刃部のみを差し込むことのできる包丁差し部となっている。こうして、包丁の刃部は、第 2 の凹部 8 d 内に収納され、包丁の柄部は、カッティングボード 10 の上面の、孔 10 d の周囲部分に支えられて、そのカッティングボード 10 の上方に突出することとなる。

20

【0012】第 3 の凹部 8 e には、図 6 にて明示するように、その上部の前後に、第 2 の段部 8 b から若干下がった段部 8 y、8 y が形成されている。また、この第 3 の凹部 8 e の底面 8 z には、第 3 の排水口 P 1 が設けられている。この第 3 の凹部 8 e は、天板 6 の、シンク 8 g (および第 2 の凹部 8 d) と、加熱機器配置部 7 a との間に備わる凹部となり、また、この第 3 の凹部 8 e には、受け部材 12 を介して、食材を入れる容器 11、11 が取り外し可能に納められる。受け部材 12 は、矩形形状の板材の内側に、例えば、前後左右に二つずつ計四つの矩形の孔 12 a、12 a が形成された、枠形状をしている。そして、この受け部材 12 は、前後の段部 8 y、8 y に掛け渡すようにして載置される。容器 11、11 は、それぞれ、受け部材 12 の孔 12 a、12 a にちょうど嵌まるように、直方体形状をして、さらに、上方から食材が入られるように、上方が開口した箱形状をしている。そして、各々の容器 11 の上部には、全周につば部 11 a が形成されており、これら容器 11、11 を受け部材 12 の孔 12 a、12 a に嵌めたとき、つば部 11 a、11 a が、受け部材 12 の枠に支えられるようになっている。さらに、各々の容器 11 には、開口する上方を被うための蓋 11 b が備えられている。また、こうして複数の容器 11、11 が、受け部材 12 を介して、第 3 の凹部 8 e に納められたとき、容器 11、11 の下面 11 c、11 c が第 3 の凹部 8 e の底面 8 z に当接しないように、第 3 の凹部 8 e の深さ寸法は設定されており、その結果、第 3 の凹部 8 e の底面 8 z と容器 11、11 の下面 11 c、11 c との間に間隙が備わるようになっている。

30

40

【0013】天板 6 の第 1 の段部 8 a、8 a には、調理プレート 13 が、掛け渡されるようにして載置され、その調理プレート 13 は、上側段部 8 f、8 f を含む第 1 の段部 8 a、8 a 上を、シンク部 8 の左右の端から端までスライド可能となっている。こうして、第 1 の段部 8 a、8 a は、調理プレート 13 が第 3 の凹部 8 e 上とシンク 8 g 上との間をスライド可能となるよう、その調理プレート 13 を案内する案内部となっており、特に、調理プレート 13 を、第 1 の段部 8 a、8 a の左端までスライドさせたときには、その調理プ

50

(4)

プレート13が、第3の凹部8e全体を被うようになっている。さらに、第1の段部8a、8aに載置された調理プレート13は、その上面が天板本体7の上面とほぼ面一となっており、また、調理プレート13の上面には、右側に、前後のほぼ全域にわたって延びるように棒状の把手13aが取り付けられている。また、この天板6の第2の段部8b、8bには、大型のまな板14が、掛け渡されるようにして載置され、そのまな板14は、第2の段部8b、8b上を、シンク部8の左右の端から端までスライド可能となっている。さらに、シンク8gの中側段部8n、8nには、表面に多数の貫通する孔15a、15aが穿設された水切りプレート15が、掛け渡されるようにして載置され、その水切りプレート15は、中側段部8n、8n上を、シンク8gの左右の端から端までスライド可能となっている。

10

【0014】また、シンク8g、第2の凹部8dおよび第3の凹部8eの、それぞれの第1、第2および第3の排水口8u、8x、P1には、栓（図示せず）を嵌め込むことができるようになっており、こうすることで、それらシンク8g、第2の凹部8dおよび第3の凹部8eには、個別に水を溜めることができる。

【0015】バックガード9は、天板本体7の、シンク8gおよび加熱機器配置部7aから隔たった後方から起立しているとともに、その天板本体7の長手方向である左右の横方向全体に延びており、また、その高さは、約230mmに達している。このバックガード9は、前面部分9aの下端から上端に至る全体が、さらにはバックガード9全体が、ステンレス鋼板等の材料をプレス加工することにより、一体に形成されている。さらに、このバックガード9は、天板本体7とも、プレス加工による一体成形あるいは、両者を溶接することにより、一体に形成されている。

20

【0016】このバックガード9の前面は、下端から上端に至るほぼ全体が、上方に向かうにつれて手前側に向かって延びる、水平面からの傾斜角約60度の傾斜面9bとなっている（図4参照）。そして、この傾斜面9bによって、バックガード9の上部に、手前側に向かって突出する突出部9cが、形成されている。そして、この突出部9cの下方の天板本体7上は、洗剤等の小物を置くことができる第1の収容部7bとなっている。また、シンク8gとバックガード9との間の天板本体7上には、シャワー水栓16が、上方に突出するように取り付けられている。そして、このシャワー水栓16と干渉しないように、突出部9cには、湾曲するように切欠き部9dが形成されている（図1参照）。また、バックガード9の突出部9cの上面部分9eには、切欠き部9dを挟む両側に、そのほぼ全面にわたって、上面から若干下がった窪み9f、9fが形成されている。そして、それら窪み9f、9fには、表面に多数の貫通する孔9g、9gが穿設された、調味料やコップ等の小物を置くことができる水切り板9h、9hが嵌め込まれている。こうして、窪み9f、9fおよび水切り板9h、9hは、突出部9cの上面部分9eに位置して、小物を置くことができる第2の収容部9i、9iとなっている。また、これら第2の収容部9i、9iの窪み9f、9fには、排水手段としての第4の排水口9j、9jが設けられている。もっとも、前記切欠き部9dの右側に位置する小さい方の窪み9fの深さを深くして、その窪み9f内に洗剤等のボトルを入れ込むことができるようにしてもよい。

30

【0017】また、右側のキャビネット3には、天板6のシンク部8の下方の大部分を占めるように、四つの大型の引き出し3a、3aが、縦横に並んでいる。同様に、左側のキャビネット4にも、三つの引き出し4b、4bが縦に並んでいる。

40

【0018】次に、以上の構成からなる流し台の作用効果について説明する。まず、シンク8gによっては、そのシンク8gは、後方側の壁面8iが、開口部8jよりも下部が奥方に延びるように形成されおり、シンク8gの内部空間は、その開口部8jから奥方に広がっている。したがって、開口部8jを広げることなく、内部空間を広くすることができ、この内部空間が広がったシンク8gで、大きな調理器具や食材を洗う等することが楽にできる。また、シンク8gの内部空間は、後方側に広がっているため、その内部空間を、開口部8jを通して、シンク8gで調理器具や食材を洗う等の作業をする者は、容易に見ることができる。したがって、作業をする者は、シンク8gでの調理器具や食材を洗う等の作業を支障なく行うことができる。また、後方側の壁面8iは、下方に向かうにつれて、

50

(5)

奥方に向かって延びる傾斜面(上部傾斜面 8 p および下部傾斜面 8 q)となっており、その壁面 8 i は、徐々に奥方に向かうので、その壁面 8 i の清掃を容易に行うことができる。

【0019】

【発明の効果】以上、詳述したところから明らかなように、この発明に係る流し台のシンクによれば、次の効果がある。

【0020】請求項1に記載された流し台のシンクによれば、上側段部と中側段部とに、選択的に同一のプレート¹を掛け渡すようにして載置することができるので、それら上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用のプレートを用意する必要がない。また、後の壁面である後方側の壁面につき、上側段部と中側段部との間を、下方に向かうにつれて奥方に向かってのびる傾斜面でつなぐことにより、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易にほぼ同一にすることができる。

10

【0021】また、請求項2に記載された流し台のシンクによれば、プレートを、中側段部上で、シンクのほぼ全域にわたってスライドさせることができ、そのプレートを、中側段部上の任意の位置で使用することができる。

【0022】

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明に係る流し台のシンクの一実施の形態の、斜視図である。

【図2】同じく、分解斜視図である。

【図3】同じく、備品およびシャワー水栓を取り除いた、平面図である。

20

【図4】図3における、A-A線による、細部を省略した拡大断面図である。

【図5】図3における、B-B線による、細部を省略した拡大断面図である。

【図6】図3における、C-C線による、細部を省略した拡大断面図である。

【図7】従来の流し台のシンクを示す斜視図である。

【0023】

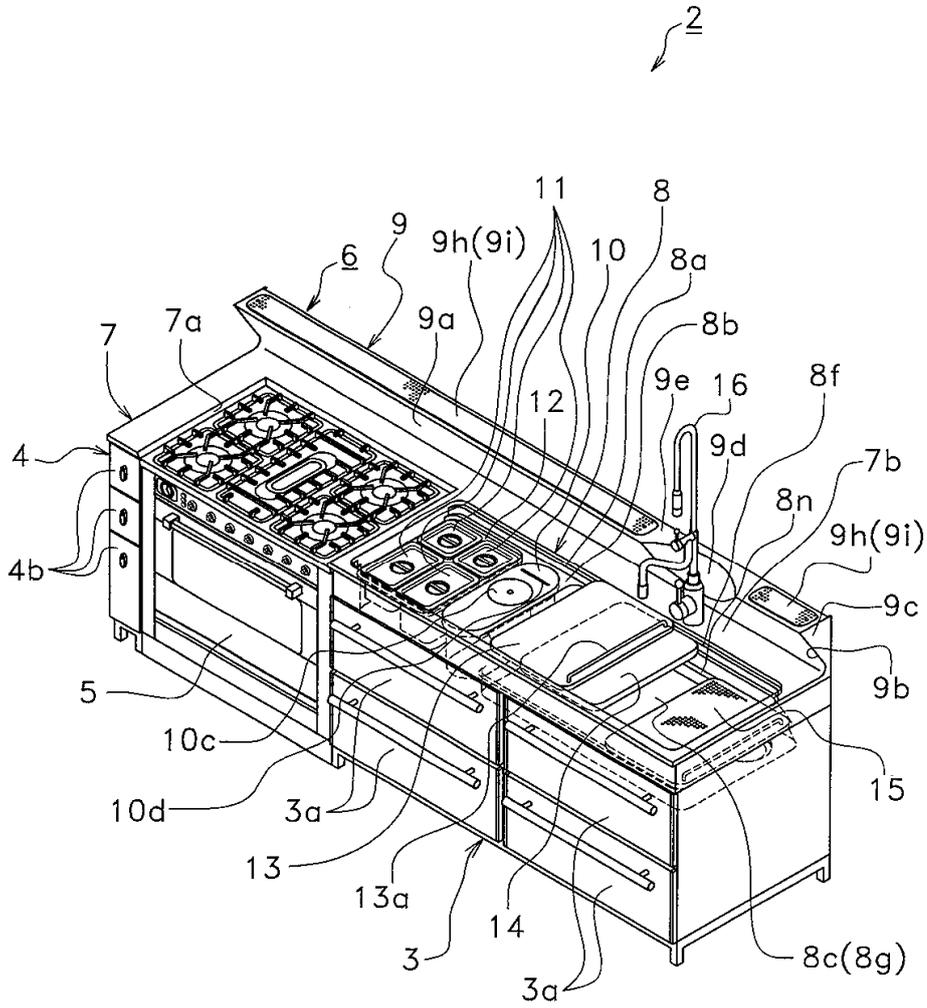
【符号の説明】

8 g	シンク	8 h	手前側の壁面 (壁面)
8 i	後方側の壁面 (壁面)	8 f	上側段部
8 n	中側段部	1 3	調理プレート (プレート)
1 5	水切りプレート (プレート)	8 p	上部傾斜面 (傾斜面)

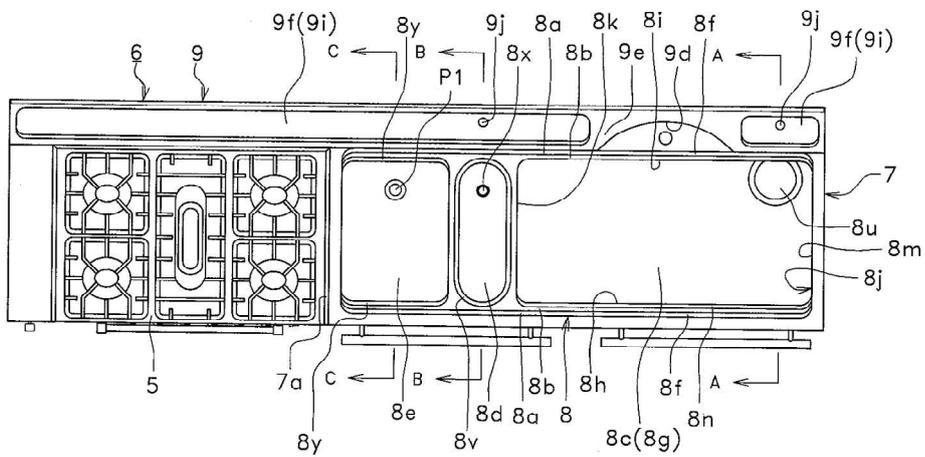
30

(6)

【図1】

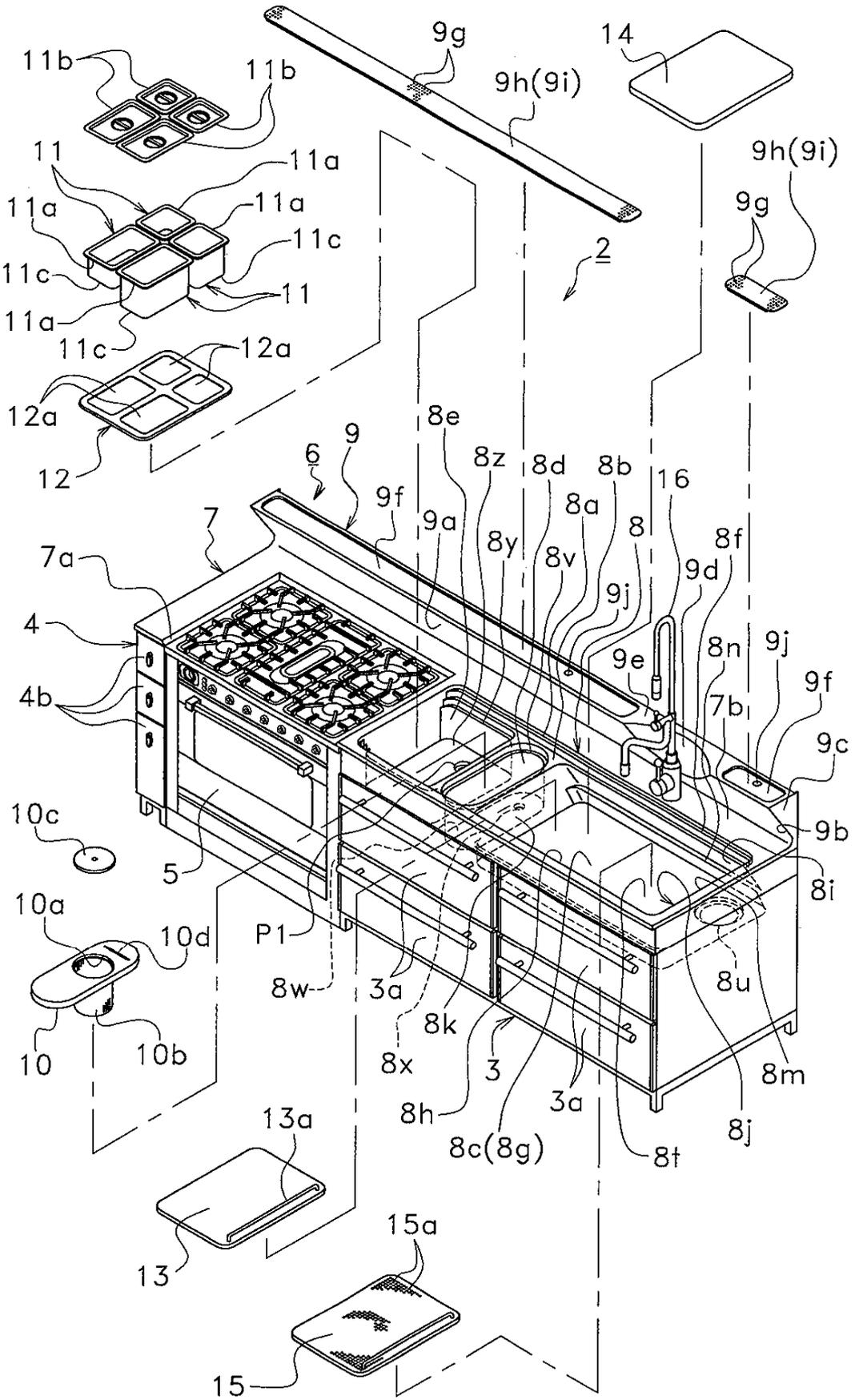


【図3】



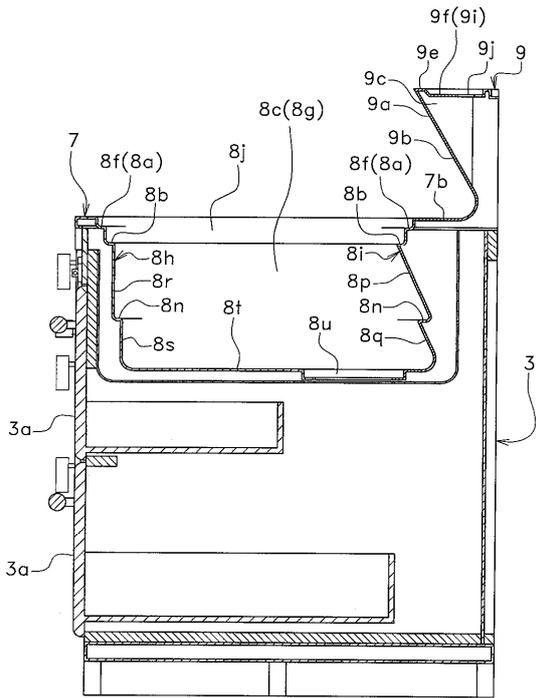
(7)

【図2】

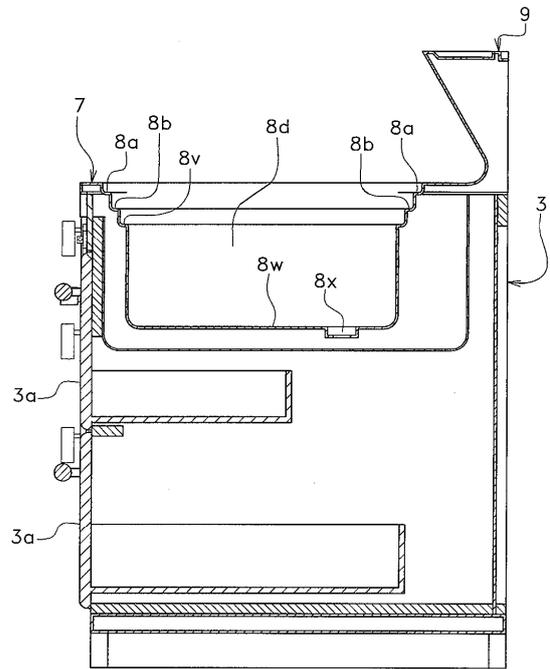


(8)

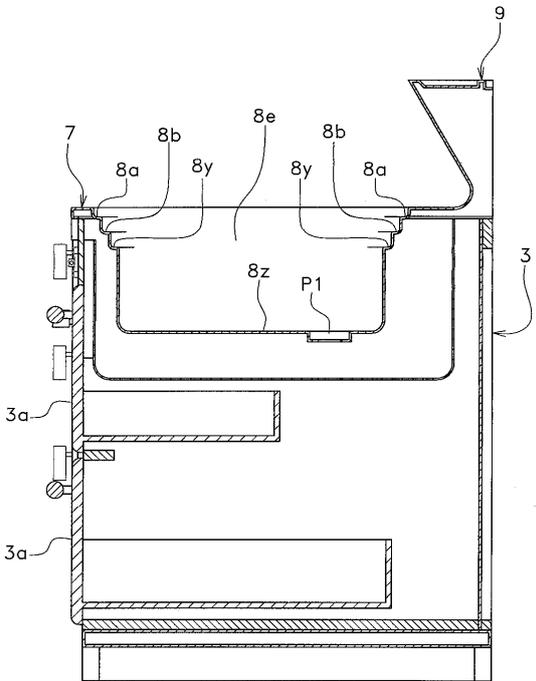
【図4】



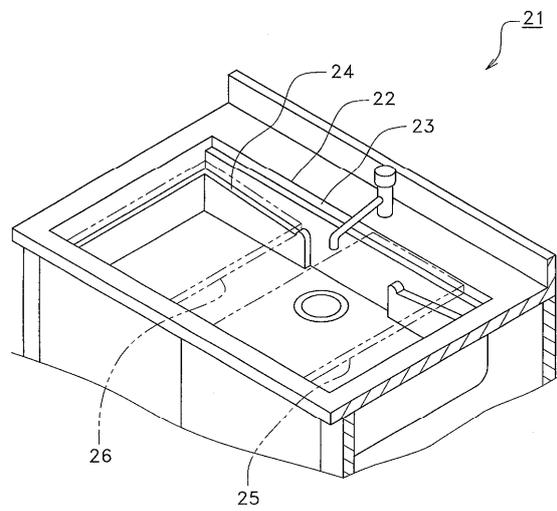
【図5】



【図6】



【図7】



訴 状

平成29年3月31日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎 ㊟
同 弁理士 乙 山 一 郎 ㊟

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都江戸川区葛西〇丁目〇番〇号

原 告 甲島工業株式会社
同代表者代表取締役 甲 島 太 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

甲野法律事務所 (送達場所)

電 話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 甲 野 一 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

乙山特許事務所

電 話 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

F A X 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 乙 山 一 郎

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都八王子市旭町〇丁目〇番地

被 告 株式会社丙川産業
同代表者代表取締役 丙 川 次 郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金 〇〇〇〇万円

貼用印紙額 金 〇〇〇〇円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙被告物件目録記載の物件を製造し、販売し、輸出し、販売のために展示してはならない。
 - 2 被告は、前項の物件を廃棄せよ。
 - 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 当事者

- 1 原告は、システムキッチンの製造、販売等を目的とする株式会社である。
- 2 被告は、オーダーキッチン及びステンレス製品の製造、販売等を目的とする株式会社である。

第 2 原告の特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、その請求項 1 記載の発明を「本件特許発明」という。）を有する（甲 1 及び甲 2）。

特許番号 特許第〇〇〇〇〇〇〇号

発明の名称 流し台のシンク

出願日 平成 19 年 11 月 6 日（特願 2007-000000）

公開日 平成 21 年 5 月 28 日（特開 2009-000000）

登録日 平成23年3月18日

第3 本件特許発明

1 特許請求の範囲

本件特許権の特許請求の範囲の請求項1の記載は、以下のとおりである。

【請求項1】

「前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されて、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなり、かつ、前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっていることを特徴とする流し台のシンク。」

2 構成要件への分説

本件特許発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

- A 前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されて、
- B 前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなり、かつ、
- C 前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている
- D ことを特徴とする流し台のシンク。

3 本件特許発明

本件特許発明は、本件特許公報（甲 2）の明細書中の発明の詳細な説明及び図面の記載によれば、以下のとおりである。

（1）〔発明の属する技術分野〕

この発明は、プレートを載置することができる、流し台のシンクに関するものである（甲 2、段落【0001】）。

（2）〔発明が解決しようとする課題〕

…従来の流し台 2 1 のシンク 2 2 にあっては、上側段部 2 3、2 3 の前後の間隔と、中側段部 2 4、2 4 の前後の間隔とは、異なっていた。ここで、第 1 の調理プレート 2 5 および第 2 の調理プレート 2 6 は、それらの前後の寸法が、それぞれ前記段部 2 3、2 4 の前後の間隔に合わせるようにして形成されるものであり、よって、それら第 1 の調理プレート 2 5 の前後の寸法と、第 2 の調理プレート 2 6 の前後の寸法とは、異なっていた。したがって、第 1 の調理プレート 2 5 は、上側段部 2 3、2 3 にのみ載置でき、中側段部 2 4、2 4 には載置できず、また同様に、第 2 の調理プレート 2 6 は、中側段部 2 4、2 4 にのみ載置でき、上側段部 2 3、2 3 には載置できなかった。その結果、上側段部用と中側段部用との、両方の専用の調理プレートを用意する必要があった（甲 2、段落【0003】）。

この発明は、上記した従来の欠点を解決するためになされたものであり、その目的とするところは、上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレート等のプレートを用意する必要のない、流し台のシンクを提供することにある（甲 2、段落【0004】）。

（3）〔発明の効果〕

請求項 1 に記載された流し台のシンクによれば、上側段部と中側段部とに、選択的に同一のプレートを掛け渡すようにして載置することができるので、それら上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用のプレートを用意する必要がない。また、後の壁面である後方側の壁面に

つき、上側段部と中側段部との間を、下方に向かうにつれて奥方に向かってのびる傾斜面でつなぐことにより、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易にほぼ同一にすることができる（甲2、段落【0020】）。

第4 被告の行為

被告は、遅くとも平成26年10月15日から、別紙被告物件目録記載の物件（以下、「被告製品」という。）を業として製造し、販売し、輸出し、販売のために展示している（甲3）。

第5 被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属すること

1 被告製品の構成

被告製品は、別紙被告製品説明書に記載のとおり、以下の構成を有する。

- a 前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されている。
- b 前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されているため、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できる。
- c 前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間に、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びる傾斜面を有する。
- d ことを特徴とする流し台のシンク。

2 本件特許発明と被告製品の対比（文言侵害）

（1）構成要件Aの充足性

被告製品は、前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されているから、構成要件Aを充足する。

(2) 構成要件Bの充足性

被告製品は、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されているため、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるから、構成要件Bを充足する。

(3) 構成要件Cの充足性

被告製品の後方側の壁面は、上側段部と中側段部との間に、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びる傾斜面を有するから、構成要件Cを充足する。

(4) 構成要件Dの充足性

被告製品は、流し台のシンクであるから、構成要件Dを充足する。

(5) 作用効果の同一性

被告製品は、上記 a ～ d の特徴を備えることによって、上側段部と中側段部とに選択的に同一のプレートを掛け渡すようにして載置することができるので、それら上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用のプレートを用意する必要がなく、また、後の壁面である後方側の壁面につき、上側段部と中側段部との間を、下方に向かうにつれて奥方に向かってのびる傾斜面でつなぐことにより、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易にほぼ同一にすることができるという効果が得られるから、その作用効果も本件特許発明と同一である。

(6) 小括

以上に述べたとおり、被告製品は、本件特許発明の構成要件A～Dを充足し、同一の作用効果を奏するものであるから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

3 予備的主張（均等侵害）

(1) 構成要件Cについて、仮に、前記上側段部と前記中側段部との間が、全て

の範囲において「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」必要があり、被告製品のように垂直の壁面を含む構成は文言上含まないと解釈した場合であっても、以下のとおり均等論の5要件（ボールスプライン最高裁判決（最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決））を充足するから、均等侵害が成立する。

(2) 第1要件について

(省略)

(3) 第2要件について

(省略)

(4) 第3要件について

(省略)

(5) 第4要件について

(省略)

(6) 第5要件について

(省略)

(7) 小括

以上のとおりであるから、仮に被告製品が構成要件Cを文言上充足せず、文言非充足であったとしても、均等侵害が成立する。

第6 結語

●●● (省略) ●●●

以 上

証 拠 方 法

原告証拠説明書（１）記載のとおり

添 付 書 類

1	訴状副本	1 通
2	甲号証（甲 1、甲 2、甲 3）写し	各 1 通
3	原告証拠説明書（１）	各 1 通
4	資格証明書	2 通
5	訴訟委任状	1 通
6	特定侵害訴訟代理業務付記証書写し	1 通
7	訴額計算書	1 通

(別紙)

被告物件目録

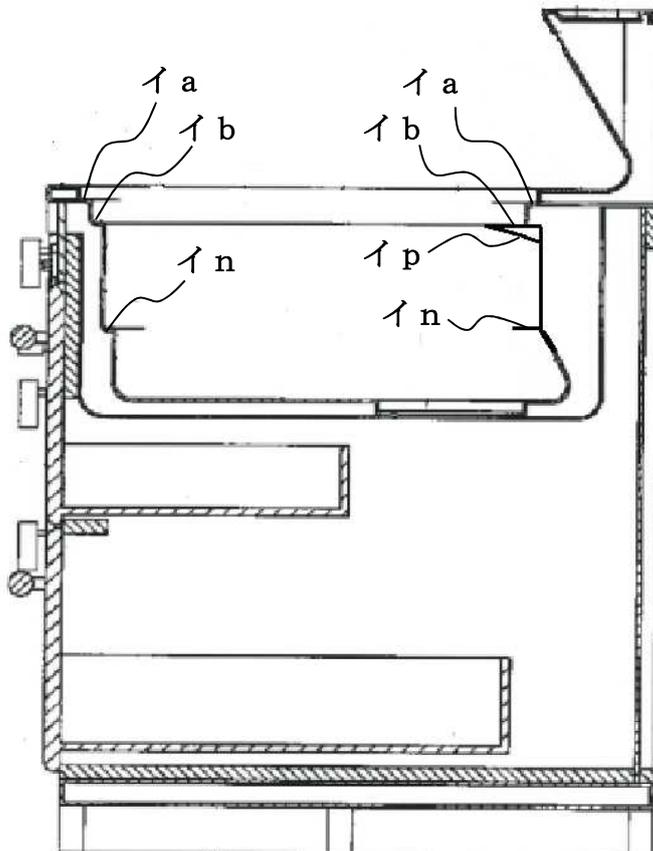
製品名 流し台のシンク「ABC」

(別紙)

被告製品説明書

1. 被告製品の構成は、以下のとおりである。
 - a 前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されている。
 - b 前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されているため、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレート、を、掛け渡すようにして載置できる。
 - c 前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間に、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びる傾斜面を有する。
 - d ことを特徴とする流し台のシンク。

2. 被告製品の断面図は、以下のとおりである。



- イ a …上側段部 (第1の段部)
- イ b …第2の段部
- イ n …中側段部
- イ p …傾斜面

被告代表者（丙川次郎）の言い分

1. 私は、株式会社丙川産業の代表者です。

当社は、オーダーキッチン及びステンレス製品の製造、販売等を目的とする株式会社です。

本日は、ライバル会社である甲島工業株式会社から、特許権侵害差止を請求する訴状が届いた件で、相談に伺いました。

2. 当社が、流し台のシンク「ABC」を平成26年10月15日から、業として製造し、販売し、輸出し、販売のために展示していることは、間違いありません。

もともと、当社が流し台のシンク「ABC」を製造等する行為は、本件特許権の文言侵害にも、均等侵害にも当たらないと考えています。なぜなら、「ABC」における、後方側の壁面の、上側段部と中側段部の間は、そのほとんどが垂直の壁面のままであって、上側段部の下面のみが傾斜面となっているからです。他の構成要件については、特に争うべき箇所は見当たりません。

以下に、私の言い分をお伝えします。

3. 文言侵害の主張に対しては、特許法70条1項及び2項に基づいて非充足を主張できると思います。

構成要件Cを自然に解釈すれば、上側段部と中側段部との間が、全体にわたって「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面」を意味すると思います。

確かに、原告が指摘する段落【0003】【0004】【0020】においては、本件特許発明が解決した課題、達成した作用効果として、後方側の壁面において上側段部と中側段部との間を下方に向かうにつれて奥方に向かってのびる傾斜面でつなぐことにより、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易にほぼ同一にすることができるため、上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレート等のプレートを用意する必要のない流し台のシンクを提供できることが記載されています。

しかし、発明の詳細な説明の段落【0018】で、後方側の壁面8iが、開口部8jよりも下部が奥方に延びるように形成され、傾斜面となって奥に拡がりを持っていることの効果が謳われています。本件特許の権利範囲は、この効果に関する明細書の記載により解釈されなければならないのではないのでしょうか。

さらに、この発明の詳細な説明の記載に加えて、本件特許の出願経過を見れば、本件特許発明（＝補正後の現在の請求項1）の技術的意義、課題、作用効果は、原告が主張するものではありません。特に、意見書における主張は、構成要件Cの解釈に重要な影響を与えていると思います。この点については、別紙5、6及び7から、それぞれ引用して主張してください。

4. 均等侵害の主張に対しては、特に、第1要件について言えば、「上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易にほぼ同一にすることができるため、上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレート等のプレートを用意する必要のない」という作用効果については、従来の流し台のシンクも備えていましたから、それらとの比較において発明の貢献の程度が大きいとは言えません。この点については、出願経過中で拒絶理由通知書（別紙6）において引用された引用文献1の図1が参考になると思われるので、以下に示します。

平成29年(ワ)第〇〇〇〇〇号 特許権侵害差止等請求事件

副本直送済

原告 甲島工業株式会社

被告 株式会社丙川産業

答 弁 書

平成29年5月19日

東京地方裁判所民事第29部 御中

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

戊原法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人 弁護士 戊 原 三 郎 印

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

東京都港区虎ノ門〇丁目〇番〇号

丁田特許事務所

被告訴訟代理人 弁理士 丁 田 花 子 印

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

第1 請求の趣旨に対する答弁

空欄1

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 請求の原因第1項（当事者）は、認める。
- 2 請求の原因第2項（原告の特許権）は、認める。
- 3 請求の原因第3項（本件特許発明）については、本件明細書（甲2）の請求項1及び発明の詳細な説明にそのような記載が存在することは認める。
- 4 請求の原因第4項（被告の行為）は、認める。
- 5 請求の原因第5項（被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属すること）について
 - (1) 1項（被告製品の構成）について
構成a、b及びdについては、認める。
構成cについては、否認する。具体的には、以下のとおり特定すべきである。

空欄2

- (2) 2項（本件特許発明と被告製品の対比（文言侵害））について
構成要件A、B及びDについては、認める。
構成要件Cについては、否認する。
被告製品が本件特許発明の作用効果を奏することは、否認する。第3. 1(2)において後述するとおり、本件特許発明の作用効果は、原告が主張するものにとどまらない。
 - (3) 3項（予備的主張（均等侵害））について
否認ないし争う。
- 6 請求の原因第6項（結語）は、争う。

第3 構成要件Cの文言非充足

1 構成要件Cの解釈

(1) 願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づく解釈（特許法70条1項）

空欄3

(2) 願書に添付した明細書及び図面の記載を考慮した解釈（特許法70条2項）

確かに、原告が指摘する段落【0003】【0004】【0020】においては、本件特許発明が解決した課題、達成した作用効果として、構成要件Cに関連して、後方側の壁面において上側段部と中側段部との間を下方に向かうにつれて奥方に向かってのびる傾斜面でつなぐことにより、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易にほぼ同一にすることができるため、上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレート等のプレートを用意する必要のない流し台のシンクを提供できることが記載されている。

しかし、この作用効果は、補正前の請求項1（現在の構成要件A、B及びD）に係る作用効果として記載されているにすぎず、補正前の請求項1は審査官から新規性喪失を理由とする拒絶理由を通知されたため、本件出願人は構成要件Cを追加し限定する補正を行って特許査定を得たものである。したがって、本件特許発明の技術的意義、課題、作用効果を示す記載とは認められない。

そこで本件明細書を参照し、本件特許発明の作用効果に即して構成要件Cを解釈すれば、以下のように理解されるべきである。

空欄 4

(3) 本件特許の出願経過の参酌

空欄 5

(4) 小括

以上のような、発明の詳細な説明及び図面を考慮するとともに、本件特許の出願経過に照らせば、構成要件Cの「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面」とは、上記(2)及び(3)の効果を有する構成として解釈されるべきである。具体的には、…(省略)…。

2 被告製品との対比

空欄 6

以上のとおりであるから、被告製品は、「前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」（構成要件C）という構成を充足しない。

第4 構成要件Cの均等非充足

1 均等論の第1要件

均等論の第1要件は、「対象製品等との相違部分が特許発明の本質的部分ではないこと（非本質的部分）」という内容である（ボールスプライン事件最高裁判決（最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決））。

特許発明の本質的部分については、以下のように考えられる。

空欄7

これを本件に当てはめると以下のとおりとなる。

空欄8

よって、本件においては、本件特許発明と被告製品とは本質的部分において相違することから、均等論の第1要件を満たさない。

2 均等論の第2要件

均等論の第2要件は、「相違部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏すること（置換可能性、作用効果の同一性）」という内容である。

本件について見ると、…（省略）…

3 均等論の第3要件

均等論の第3要件は、「相違部分を対象製品等におけるものと置き換えることが、対象製品等の製造等の時点において容易に想到できたこと（置換容易性）」という内容である。

本件について見ると、…（省略）…

4 均等論の第4要件

均等論の第4要件は、「対象製品等が、特許発明の出願時における公知技術と同一、または公知技術から容易に推考できたものではないこと」という内容である。

本件について見ると、…（省略）…

5 均等論の第5要件

均等論の第5要件は、「対象製品等が特許発明の出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと」という内容である。

ボールスプライン事件最高裁判決は、この要件が必要な理由として、「特許出願手続において出願人が特許請求の範囲から意識的に除外したなど、特許権者の側においていったん特許発明の技術的範囲に属しないことを承認するか又は外形的にそのように解されるような行動をとったものについて、特許権者が後にこれ

と反する主張をすることは、禁反言の法理に照らし許されないからである」と判示している。そうすると、第三者から見て、外形的に特許請求の範囲から除外されたと解されるような行動をとった場合には、上記特段の事情があるものと解するのが相当である。

このような規範に本件における事情を当てはめると、以下のとおりである。

空欄 9

よって、本件においては、意識的除外等の特段の事情が認められることから、均等論の第5要件を満たさない。

6 小括

以上のとおりであるから、本件において、均等侵害は成り立たない。

以 上

添 付 書 類

(省 略)

(別紙 5)
乙第 1 号証

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開 2009-000000

(P2009-000000A)

(43) 公開日 平成 21 年 5 月 28 日 (2009. 5. 28)

(51) Int.Cl.

F1

(略)

(略)

審査請求 有 請求項の数 3 FD (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2007-000000 (P2007-000000)
(22) 出願日 平成 19 年 11 月 6 日 (2007. 11. 6)

(71) 出願人 000000000
甲島工業株式会社
東京都江戸川区葛西〇丁目〇番〇号
(74) 代理人 000000000
弁理士 乙山 一郎
(72) 発明者 甲島 太郎
東京都江戸川区葛西〇丁目〇番〇号

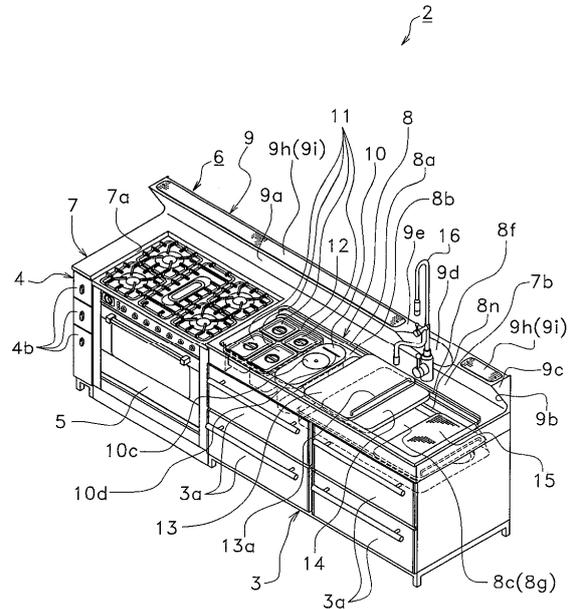
(略)

(54) 【発明の名称】 流し台のシンク

(57) 【要約】

【課題】 上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレート等のプレートを用意する必要のない、流し台のシンクを提供する。

【解決手段】 シンク 8 g の前後の壁面 8 h、8 i の、上部に上側段部 8 f、8 f が、深さ方向の中程に中側段部 8 n、8 n が形成されている。これら上側段部 8 f、8 f および中側段部 8 n、8 n は、そのいずれにも同一の調理プレート等のプレート 13 (15) を、掛け渡すようにして載置できるように、前後の間隔がほぼ同一に形成されている。こうして、これら上側段部 8 f、8 f と中側段部 8 n、8 n とに、選択的に同一のプレート 13 (15) を載置することができる。



【特許請求の範囲】

【請求項1】前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されて、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一の調理プレート等のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなることを特徴とする流し台のシンク。

【請求項2】前記前後の壁面の少なくとも一方の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっていることを特徴とする請求項1に記載の流し台のシンク。

【請求項3】前記中側段部は、その中側段部に載置される前記プレートが左右にスライド可能となるよう、前記前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたって形成されてなることを特徴とする請求項1または2に記載の流し台のシンク。

10

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】この発明は、プレートを載置することができる、流し台のシンクに関するものである。

【0002】

【従来の技術】従来の流し台のシンクは、例えば、特開平8-68000号に示されるものがあつた。この流し台21のシンク22は、図7に示すように、前後の壁面の、上縁に上側段部23、23が形成され、また、深さ方向の中程に中側段部24、24が形成されていた。そして、上側段部23、23には、第1の調理プレート25が、また、中側段部24、24には、第2の調理プレート26が掛け渡されるようにして載置された。

20

【0003】

【発明が解決しようとする課題】ところで、上記従来の流し台21のシンク22にあっては、上側段部23、23の前後の間隔と、中側段部24、24の前後の間隔とは、異なっていた。ここで、第1の調理プレート25および第2の調理プレート26は、それらの前後の寸法が、それぞれ前記段部23、24の前後の間隔に合わせるようにして形成されるものであり、よって、それら第1の調理プレート25の前後の寸法と、第2の調理プレート26の前後の寸法とは、異なっていた。したがって、第1の調理プレート25は、上側段部23、23にのみ載置でき、中側段部24、24には載置できず、また同様に、第2の調理プレート26は、中側段部24、24にのみ載置でき、上側段部23、23には載置できなかった。その結果、上側段部用と中側段部用との、両方の専用の調理プレートを用意する必要があつた。

30

【0004】この発明は、上記した従来の欠点を解決するためになされたものであり、その目的とするところは、上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレート等のプレートを用意する必要のない、流し台のシンクを提供することにある。

【0005】

【課題を解決するための手段】この発明に係る流し台のシンクは、前記目的を達成するために、次の構成からなる。すなわち、請求項1に記載の発明は、前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されている。そして、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一の調理プレート等のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなる。こうして、上側段部および中側段部の、それぞれの前後の間隔が、ほぼ同一に形成されており、それら上側段部と中側段部とに、選択的に同一のプレートを掛け渡すようにして載置することができる。

40

【0006】また、請求項2に記載の発明のように、前記前後の壁面の少なくとも一方の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となつていてもよい。こうして、上側段部と中側段部との間が、下方に向かうにつれて奥方に向かってのびる傾斜面でつながり、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とがほぼ同一となる。

【0007】また、請求項3に記載の発明のように、前記中側段部は、その中側段部に載

50

置される前記プレートが左右にスライド可能となるよう、前記前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたって形成されるのが望ましい。こうして、前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたる中側段部により、プレートは、その中側段部上を、シンクのほぼ全域にわたってスライド可能となる。

【0008】

【発明の実施の形態】以下、この発明に係る流し台のシンクの、実施の形態を図面に基づいて説明する。

【0009】図1ないし図6は、本発明に係る流し台のシンクの一実施の形態を示す。シンク8gを備えた流し台2は、右側および左側のキャビネット3、4、それらキャビネット3、4の間に位置し、コンロおよびオープンからなる加熱機器5、キャビネット3、4の上面を被うようにして載せられている天板6等から構成されている。天板6は、天板本体7と、その右側のシンク部8と、後方側のバックガード9とからなり、その天板本体7には、シンク部8の左方に隣接するように、加熱機器5の上部が臨むよう開口する加熱機器配置部7aが形成されている。そして、加熱機器5の上面と、天板本体7の上面とは、ほぼ同一高さとなっている。ここで、後方とは、手前とは反対の方向、つまり、流し台2の前に立った者からみて離れる方向をいう（以下同じ）。

【0010】シンク部8は、第1の段部8a、8a、第2の段部8b、8b、第1の凹部8c、第2の凹部8dおよび第3の凹部8eから構成されている。第1の段部8aは、天板本体7から若干下がるように形成されている。第2の段部8bは、第1の段部8aの手前側と後方側を帯状に残すようにして、その第1の段部8aから、さらに若干下がるように形成されている。第1の凹部8c、第2の凹部8dおよび第3の凹部8eは、右から順に並んで、第2の段部8bの手前側と後方側を帯状に残すようにして、深く窪むように形成されている。ここで、第1の段部8aの、第1の凹部8cの上方に位置する部分（以下、上側段部8fという）と、第2の段部8bの、第1の凹部8cの上方に位置する部分と、第1の凹部8cとで、シンク8gを形成している。したがって、この上側段部8fは、シンク8gの前後の壁面8h、8iの上部に形成されていることとなる。ところで、このシンク8gは、図示実施の形態においては、シンク部8の3分の2弱を占め、水を使って調理器具や食材を洗うためのスペースであり、また、第2の凹部8dは、後述のカッティングボード10が収容されるスペースであり、また、第3の凹部8eは、後述の容器11を収納するスペースである。

【0011】シンク8gは、図4にて明示するように、その後方側の壁面8iが、シンク8gの開口部8jよりも下部が奥方に延びるように形成されている。具体的には、後方側の壁面8iは、第2の段部8bから下が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている。シンク8gの手前側の壁面8hは、第2の段部8bから下が、鉛直に下りる鉛直面となっている。そして、シンクの左右の壁面8k、8mは、鉛直に下りる鉛直面となっている。さらに、シンクの前後の壁面8h、8iの、深さ方向の中程に、その前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたって、中側段部8n、8nが形成されている。これら上側段部8f、8f（第1の段部8a、8a）と中側段部8n、8nとは、そのいずれにも同一の調理プレート等のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、上側段部8f、8f（第1の段部8a、8a）の前後の間隔と中側段部8n、8nの前後の間隔とが、ほぼ同一に形成されている。こうして、シンクの後方側の壁面8iの傾斜面は、中側段部8nにより、上部傾斜面8pと下部傾斜面8qとに分断されている。同様にして、シンク8gの手前側の壁面8hの鉛直面は、中側段部8nによって、上部鉛直面8rと下部鉛直面8sとに分断されている。また、シンク8gの底面8tには、第1の排水口8uが設けられている。

【0012】第2の凹部8dには、図5にて明示するように、その上部全周に、第2の段部8bから若干下がった段部8vが形成されている。また、この第2の凹部8dの底面8wには、第2の排水口8xが設けられている。この第2の凹部8dには、段部8vに嵌まるように、小型のまな板となるカッティングボード10が収容される。そして、このカッティングボード10の中央には、貫通する丸孔10aが穿設されており、その丸孔10a

10

20

30

40

50

には、生ゴミを入れることのできる円筒状のダストボックス10bが嵌め込まれている。さらに、丸孔10aに嵌まるように、円盤状の蓋10cが設けられており、ダストボックス10bの上面を被うことができるようになっている。また、カッティングボード10には、丸孔10aの後方に、左右に延びるスリット状の貫通する孔10dが穿設されている。この孔10dは、包丁（図示せず）の刃部のみを差し込むことのできる包丁差し部となっている。こうして、包丁の刃部は、第2の凹部8d内に収納され、包丁の柄部は、カッティングボード10の上面の、孔10dの周囲部分に支えられて、そのカッティングボード10の上方に突出することとなる。

【0013】第3の凹部8eには、図6にて明示するように、その上部の前後に、第2の段部8bから若干下がった段部8y、8yが形成されている。また、この第3の凹部8eの底面8zには、第3の排水口P1が設けられている。この第3の凹部8eは、天板6の、シンク8g（および第2の凹部8d）と、加熱機器配置部7aとの間に備わる凹部となり、また、この第3の凹部8eには、受け部材12を介して、食材を入れる容器11、11が取り外し可能に納められる。受け部材12は、矩形形状の板材の内側に、例えば、前後左右に二つずつ計四つの矩形の孔12a、12aが形成された、枠形状をしている。そして、この受け部材12は、前後の段部8y、8yに掛け渡すようにして載置される。容器11、11は、それぞれ、受け部材12の孔12a、12aにちょうど嵌まるように、直方体形状をして、さらに、上方から食材が入られるように、上方が開口した箱形状をしている。そして、各々の容器11の上部には、全周につば部11aが形成されており、これら容器11、11を受け部材12の孔12a、12aに嵌めたとき、つば部11a、11aが、受け部材12の枠に支えられるようになっている。さらに、各々の容器11には、開口する上方を被うための蓋11bが備えられている。また、こうして複数の容器11、11が、受け部材12を介して、第3の凹部8eに納められたとき、容器11、11の下面11c、11cが第3の凹部8eの底面8zに当接しないように、第3の凹部8eの深さ寸法は設定されており、その結果、第3の凹部8eの底面8zと容器11、11の下面11c、11cとの間に間隙が備わるようになっている。

【0014】天板6の第1の段部8a、8aには、調理プレート13が、掛け渡されるようにして載置され、その調理プレート13は、上側段部8f、8fを含む第1の段部8a、8a上を、シンク部8の左右の端から端までスライド可能となっている。こうして、第1の段部8a、8aは、調理プレート13が第3の凹部8e上とシンク8g上との間をスライド可能となるよう、その調理プレート13を案内する案内部となっており、特に、調理プレート13を、第1の段部8a、8aの左端までスライドさせたときには、その調理プレート13が、第3の凹部8e全体を被うようになっている。さらに、第1の段部8a、8aに載置された調理プレート13は、その上面が天板本体7の上面とほぼ面一となっており、また、調理プレート13の上面には、右側に、前後のほぼ全域にわたって延びるように棒状の把手13aが取り付けられている。また、この天板6の第2の段部8b、8bには、大型のまな板14が、掛け渡されるようにして載置され、そのまな板14は、第2の段部8b、8b上を、シンク部8の左右の端から端までスライド可能となっている。さらに、シンク8gの中側段部8n、8nには、表面に多数の貫通する孔15a、15aが穿設された水切りプレート15が、掛け渡されるようにして載置され、その水切りプレート15は、中側段部8n、8n上を、シンク8gの左右の端から端までスライド可能となっている。

【0015】また、シンク8g、第2の凹部8dおよび第3の凹部8eの、それぞれの第1、第2および第3の排水口8u、8x、P1には、栓（図示せず）を嵌め込むことができるようになっており、こうすることで、それらシンク8g、第2の凹部8dおよび第3の凹部8eには、個別に水を溜めることができる。

【0016】バックガード9は、天板本体7の、シンク8gおよび加熱機器配置部7aから隔たった後方から起立しているとともに、その天板本体7の長手方向である左右の横方向全体に延びており、また、その高さは、約230mmに達している。このバックガード9は、前面部分9aの下端から上端に至る全体が、さらにはバックガード9全体が、ステ

10

20

30

40

50

プレス鋼板等の材料をプレス加工することにより、一体に形成されている。さらに、このバックガード9は、天板本体7とも、プレス加工による一体成形あるいは、両者を溶接することにより、一体に形成されている。

【0017】このバックガード9の前面は、下端から上端に至るほぼ全体が、上方に向かうにつれて手前側に向かって延びる、水平面からの傾斜角約60度の傾斜面9bとなっている(図4参照)。そして、この傾斜面9bによって、バックガード9の上部に、手前側に向かって突出する突出部9cが、形成されている。そして、この突出部9cの下方の天板本体7上は、洗剤等の小物を置くことができる第1の収容部7bとなっている。また、シンク8gとバックガード9との間の天板本体7上には、シャワー水栓16が、上方に突出するように取り付けられている。そして、このシャワー水栓16と干渉しないように、突出部9cには、湾曲するように切欠き部9dが形成されている(図1参照)。また、バックガード9の突出部9cの上面部分9eには、切欠き部9dを挟む両側に、そのほぼ全面にわたって、上面から若干下がった窪み9f、9fが形成されている。そして、それら窪み9f、9fには、表面に多数の貫通する孔9g、9gが穿設された、調味料やコップ等の小物を置くことができる水切り板9h、9hが嵌め込まれている。こうして、窪み9f、9fおよび水切り板9h、9hは、突出部9cの上面部分9eに位置して、小物を置くことができる第2の収容部9i、9iとなっている。また、これら第2の収容部9i、9iの窪み9f、9fには、排水手段としての第4の排水口9j、9jが設けられている。もっとも、前記切欠き部9dの右側に位置する小さい方の窪み9fの深さを深くして、その窪み9f内に洗剤等のボトルを入れ込むことができるようにしてもよい。

【0018】また、右側のキャビネット3には、天板6のシンク部8の下方の大部分を占めるように、四つの大型の引き出し3a、3aが、縦横に並んでいる。同様にして、左側のキャビネット4にも、三つの引き出し4b、4bが縦に並んでいる。

【0019】次に、以上の構成からなる流し台の作用効果について説明する。まず、シンク8gによっては、そのシンク8gは、後方側の壁面8iが、開口部8jよりも下部が奥方に延びるように形成されおり、シンク8gの内部空間は、その開口部8jから奥方に広がっている。したがって、開口部8jを広げることなく、内部空間を広くすることができ、この内部空間が広がったシンク8gで、大きな調理器具や食材を洗う等することが楽にできる。また、シンク8gの内部空間は、後方側に広がっているため、その内部空間を、開口部8jを通して、シンク8gで調理器具や食材を洗う等の作業をする者は、容易に見ることができる。したがって、作業をする者は、シンク8gでの調理器具や食材を洗う等の作業を支障なく行うことができる。また、後方側の壁面8iは、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面(上部傾斜面8pおよび下部傾斜面8q)となっており、その壁面8iは、徐々に奥方に向かうので、その壁面8iの清掃を容易に行うことができる。

【0020】

【発明の効果】以上、詳述したところから明らかなように、この発明に係る流し台のシンクによれば、次の効果がある。

【0021】請求項1に記載された流し台のシンクによれば、上側段部と中側段部とに、選択的に同一の調理プレート等のプレートを掛け渡すようにして載置することができるので、それら上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用のプレートを用意する必要がない。

【0022】また、請求項2に記載された流し台のシンクによれば、加えて、上側段部と中側段部との間を、下方に向かうにつれて奥方に向かってのびる傾斜面でつなぐことにより、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易にほぼ同一にすることができる。

【0023】また、請求項3に記載された流し台のシンクによれば、プレートを、中側段部上で、シンクのほぼ全域にわたってスライドさせることができ、そのプレートを、中側段部上の任意の位置で使用することができる。

【0024】

10

20

30

40

50

(6)

【図面の簡単な説明】

【図 1】 この発明に係る流し台のシンクの一実施の形態の、斜視図である。

【図 2】 同じく、分解斜視図である。

【図 3】 同じく、備品およびシャワー水栓を取り除いた、平面図である。

【図 4】 図 3 における、A-A線による、細部を省略した拡大断面図である。

【図 5】 図 3 における、B-B線による、細部を省略した拡大断面図である。

【図 6】 図 3 における、C-C線による、細部を省略した拡大断面図である。

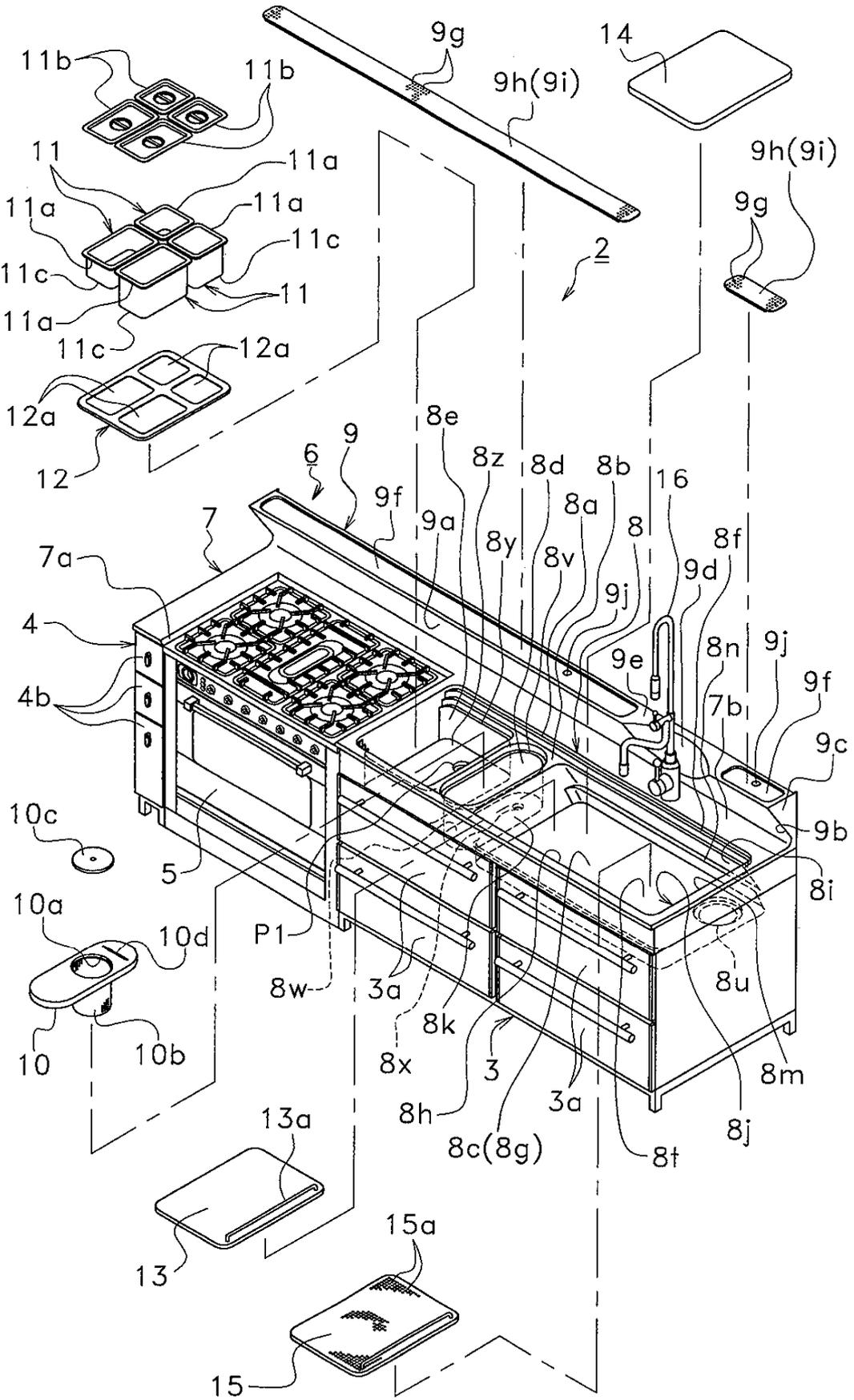
【図 7】 従来の流し台のシンクを示す斜視図である。

【 0 0 2 5 】

【符号の説明】

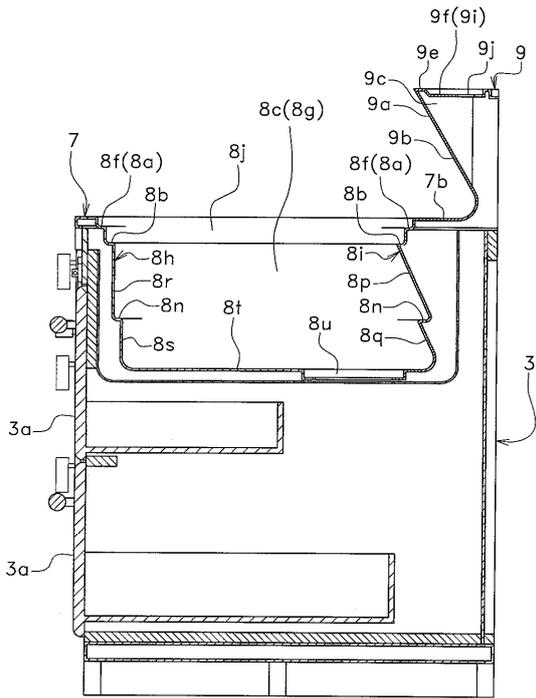
8 g	シンク	8 h	手前側の壁面（壁面）
8 i	後方側の壁面（壁面）	8 f	上側段部
8 n	中側段部	1 3	調理プレート（プレート）
1 5	水切りプレート（プレート）	8 p	上部傾斜面（傾斜面）

【図2】

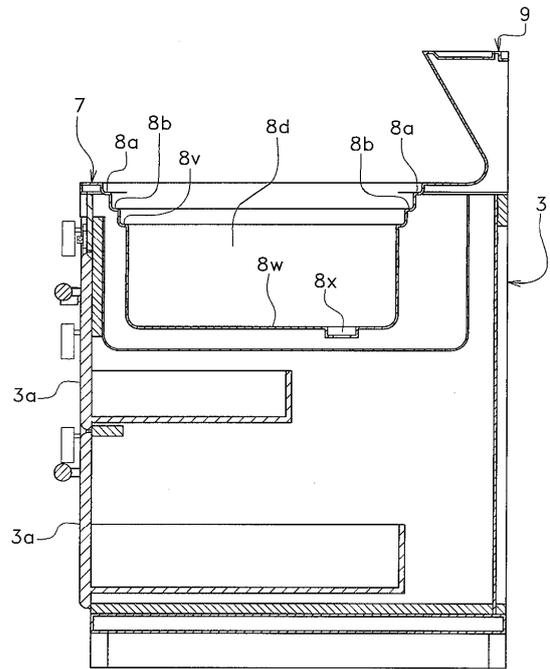


(9)

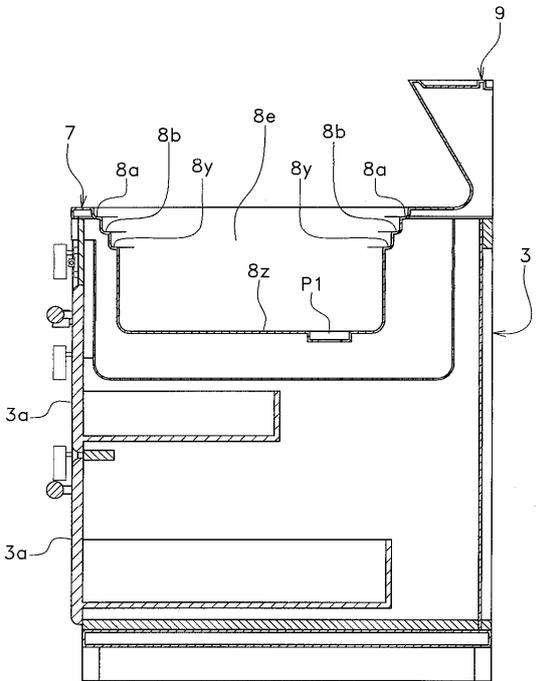
【図4】



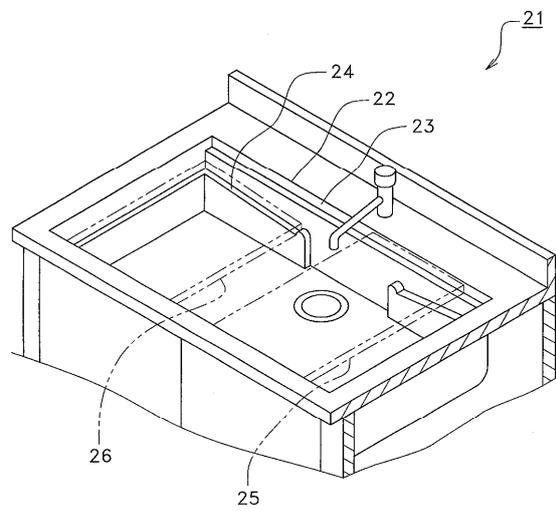
【図5】



【図6】



【図7】



拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願2007-000000
起案日	平成〇〇年〇月〇日
特許庁審査官	〇〇 〇〇
特許出願人代理人	乙山 一郎 様
適用条文	第29条第2項

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理 由

この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

- 請求項 1
- 引用文献 1又は2

- 請求項 3
- 引用文献 1
- 備考

引用文献1に記載された技術における「ガイド6B」(本願の「中側段部」に相当)はシンクの比較的上方に位置するものであるが、これをシンクの「深さ方向中程」に位置させるようにすることは、当業者がプレートの使用勝手を考慮して適宜行う設計事項であり、これにより技術的に格段の効果が奏されるものとも言えない。

したがって、請求項3に係る発明は、引用文献1に記載された技術に基いて当業者が容易に発明をすることができたものである。

この拒絶理由通知書中で指摘した請求項以外の請求項に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

引 用 文 献 等 一 覧

(省 略)

先行技術文献調査結果の記録

(省 略)

意見書

【書類名】 意見書
【提出日】 平成〇〇年〇月〇日
【あて先】 特許庁審査官 〇〇 〇〇 殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願 2007-000000
【特許出願人】
【識別番号】 000000000
【氏名又は名称】 甲島工業株式会社
【代理人】
【識別番号】 000000000
【弁理士】
【氏名又は名称】 乙山 一郎
【発送番号】 000000
【意見の内容】

本意見書と同日付けの手續補正書で、引用文献が示されなかった旧請求項 2 の技術事項を旧請求項 1 に導入して、新たな請求項 1 とすることにより、引用文献記載の発明との違いを明確にいたしました。新請求項 1 に記載の発明は、補正後の明細書の段落番号 0 0 2 0 に記載の効果に加え、シンクの後方側の壁面が奥方に向かって延びる傾斜面となっているので、その傾斜面によって、水の飛散を防ぎやすくなっているという、引用文献記載の発明には期待できない効果を備えます。また、新請求項 2 は、新請求項 1 を引用する請求項となっています。

よって、これら新請求項 1 及び 2 は、ともに特許法第 2 9 条第 2 項の規定には該当せず、特許を受けることができるものと考えます。